

パブリック・コメント手続（意見募集）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の見直しについて

意見募集期間

令和元年（2019年）

10月7日（月）～10月31日（木）

お問い合わせ先：こども育成部幼保児童施設課
電話 046-822-8224（直通）

横須賀市児童福祉審議会

パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きを行います。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の3件の基準条例については、それぞれ府省令で示す国基準に基づいて定められ、平成27年4月1日に施行されました。

これらの基準条例では、施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、今年度中に見直しを行っています。

また、国基準の改正に速やかに対応できるよう、見直しに併せて独自基準以外は国基準どおりとする条文の形式に改める方向です。

このパブリック・コメント手続は、これまでの検討の結果をとりまとめ、児童福祉審議会が市長に答申を行うにあたり、児童福祉審議会としての見直し案に対してご意見を伺うものです。

【目 次】

- ◆ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 2
- ◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 4
- ◆ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて…………… 7
- ◆ 意見の提出方法…………… 9

◆ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①職員

事業	国基準	本市基準条例
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業B型 ・小規模型事業所内保育事業 	保育従事者のうち <u>半数以上</u> は保育士とする。	保育従事者のうち <u>4分の3以上</u> は保育士とする。

②「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

③小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所の職員配置に係る特例

国基準	本市基準条例
利用乳幼児が少数である時間帯において、配置する2人の職員のうち1人は、有資格者でない者でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①～③の規定は現行のまま継続します。

(2) 国基準の改正

①平成30年厚生労働省令第65号（平成30年4月27日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合には、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）、あるいは、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を、代替保育を行う連携施設に代えることができる。

イ 食事の提供に係る搬入施設の追加

搬入施設は、「連携施設」、「同一法人が運営する社会福祉施設等」に限られているが、「保育所等から調理業務を受託している事業者」を追加する。

②平成31年厚生労働省令第49号（平成31年3月29日公布、4月1日施行）

（改正概要）

ア 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合は、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設などを受皿の提供を行う者として確保することにより、連携施設の確保を不要とする。

イ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

ウ 食事の提供の経過措置の5年延長

家庭的保育事業について、施行日（平成27年4月1日）から10年間は、自園調理の規定を適用しないことができる。

エ 連携施設に関する経過措置の5年延長

連携施設の確保が著しく困難な場合、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

【見直しにおける考え方】

○（2）国基準の改正の①、②の規定は国基準どおり改正します。

3. 施行日

令和2年4月1日（予定）

◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①職員の数

園児の区分	職員の数	
	国基準	本市基準条例
満4歳以上	おおむね30人につき1人	27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満		4.5人につき1人
満1歳未満	おおむね3人につき1人	2.57人につき1人

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①の規定は本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、以下のとおり改正します。

園児の区分	職員の数	
	(改正前)	(改正後)
満4歳以上	27人につき1人	<u>おおむね</u> 27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	18人につき1人	<u>おおむね</u> 18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	5.2人につき1人	<u>おおむね</u> 5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満	4.5人につき1人	<u>おおむね</u> 4.5人につき1人
満1歳未満	2.57人につき1人	<u>おおむね</u> 2.57人につき1人

②調理室の設置・食事の提供

国基準	本市基準条例
一定の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。	幼保連携型認定こども園は、当該施設内で調理する方法により食事の提供を行わなければならない。既存の幼稚園からの移行についての経過措置あり。

③その他設備等

国基準	本市基準条例
園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 ア放送聴取設備 イ映写設備 ウ水遊び場 エ園児清浄用設備 オ図書室 カ会議室	園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 国基準のア～カと同様 <u>キ調乳室</u> <u>ク浴室</u> <u>ケ相談室</u> <u>コ駐車場</u>

④職員の数等に係る特例

国基準	本市基準条例
園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、配置する2人の職員のうち1人は、有資格者でない者でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。

【見直しにおける考え方】

○（1）独自基準の②～④の規定は現行のまま継続します。

○新たな独自基準として、乳児室の面積を、本市保育園基準及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準に合わせ、満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートルから3.3平方メートルに改正します。

(2) 国基準の改正

①令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号（令和元年7月31日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 保育室等を3階に設ける場合の基準の維持

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。一方で、幼保連携型認定こども園の用に供する建築物については、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものであっても、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行う。

【見直しにおける考え方】

○（2）国基準の改正の①の規定は国基準どおり改正します。

3. 施行日

令和2年4月1日（予定）

◆ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の見直しについて

1. 見直しを行う基準条例及び基づいている国基準

(1) 基準条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 国基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

2. 基準条例の概要及び見直しにおける考え方

(1) 独自基準

①記録の整備

国基準	本市基準条例
次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア特定教育・保育／特定地域型保育の提供に当たっての計画 イ特定教育・保育／特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ市町村への通知に係る記録 エ苦情の内容等の記録 オ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 国の基準のア～オと同様 <u>カ給付の請求に係る諸記録</u>

②市外の地域型保育事業所の確認を行う場合の特例

国基準	本市基準条例
規定なし	市外にある地域型保育事業所について確認の申請があった場合の基準は、その事業所がある市町村の基準を用いる。

③「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

【見直しにおける考え方】

○ (1) 独自基準の①～③の規定は現行のまま継続します。

(2) 国基準の改正

①平成29年内閣府令第18号（平成29年3月31日公布、4月1日施行）

ア 支給認定証の交付を受けていない場合の規定の追加

（改正概要）

「支給認定証」の交付を受けていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則に規定する通知をもって支給認定の有無等を確認することとする。

②令和元年内閣府令第7号（令和元年5月31日公布、同日施行）

（改正概要）

ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合には、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）、あるいは、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を、代替保育を行う連携施設に代えることができる。

イ 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合は、利用定員が20人以上である企業主導型保育施設などを受皿の提供を行う者として確保することにより、連携施設の確保を不要とする。

ウ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。

エ 連携施設に関する経過措置の5年延長

連携施設の確保が著しく困難な場合、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

【見直しにおける考え方】

○（2）国基準の改正の①、②の規定は国基準どおり改正します。

3. 施行日

令和2年4月1日（予定）

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）10月7日（月）から10月31日（木）まで
- 2 あて先 こども育成部幼保児童施設課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりませんが、日本語で記述してください。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ こども育成部幼保児童施設課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 こども育成部幼保児童施設課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-827-0652
 - (4) 電子メール
 - cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。